

五条駅周辺地区整備基本構想検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和8年9月11日付けの公告に基づく公募型プロポーザルについては、五條市プロポーザル実施ガイドラインに定めるもののほか、この要項によるものとする。

1. 業務の目的

本業務の目的は、五條市では、五条駅周辺地区を中心とした市街地北側に位置する住宅地から国道24号への新たな交通アクセス（南北交通結節路線）を計画し、新たな交通の導線確保することで中心市街地の活性化の検討を進めている。

また、五条駅周辺地区だけでなく、現市役所庁舎、旧市役所庁舎、五条駅及び商業施設（旧イオン五條店（現在整備中））を範囲とした今後のまちづくり計画についても検討するものとする。

本業務は、五条駅周辺地区だけでなく、中心市街地の新たなまちづくりを実現するための基本構想を、関係者と議論しながら策定を行うものである。

2. 委託業務等の概要

- (1) 名 称 五条駅周辺地区整備基本構想検討支援業務委託
- (2) 履行場所 五條市須恵三丁目地内 外
- (3) 内 容 別添「五条駅周辺地区整備基本構想策定支援業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり
- (4) 契約期間 契約の日 ～ 令和9年3月31日
- (5) 履行期間 契約の日 ～ 令和9年3月31日
- (6) 提案上限額 17,721,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3. 事業所管課

〒637-8501 五條市岡口一丁目3番1号
五條市都市整備部都市計画課 都市計画係
電 話 0747-22-4001（内線283）
FAX 0747-24-4626
E-Mail tokei@city.gojo.lg.jp

4. 実施スケジュール

内容	期限等
公告	令和8年9月11日（金）
質問提出期限	令和8年9月16日（水）正午（必着）
質問回答日	令和8年9月17日（木）
参加資格確認書の提出期限	令和8年9月24日（木）午後4時（必着）
参加資格審査結果通知	令和8年9月25日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年10月7日（水）午後5時（必着）
選定委員会の審査日	令和8年10月14日（水）（予定）
特定結果の通知	令和8年10月20日（火）（予定）
契約締結の手続	令和8年10月下旬頃

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 公告日現在、五條市の令和7・8年度建設工事等入札参加業者名簿において建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」に登録のある者。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、五條市税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当していない者
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例（平成24年3月五條市条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ② 暴力団（五條市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 参加者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。
- (8) 参加者の中で、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (9) 奈良県内に本店又は支店、営業所等を有している者であること。
- (10) 過去5年間（令和3年度以降）において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して、同業務の業務委託契約を受注者として締結し、それらを誠実に履行している者であること。
- (11) 管理技術者にあっては、本プロポーザル参加申請時において継続して3か月以上の雇用関係にあり、技術士〔総合技術監理部門〕（建設・都市及び地方計画）、技術士〔建設部門〕（都市及び地方計画）の資格を有する者であること。

6. 参加資格の確認

本プロポーザルに参加しようとする者は、上記5. に掲げる参加資格を有することの確認を受けるため、五條市の令和7・8年度建設工事等入札参加業者名簿に登録のある者は下記（1）の①の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式2）
- （2）提出期限 令和8年9月24日（木）午後4時まで
- （3）提出場所 3. 事業所管課に同じ
- （4）提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※郵送による場合は、書留郵便（簡易書留可）又はレターパックプラスで提出すること。
- （5）参加資格審査結果の通知
参加資格確認申請書を提出した者には、令和8年9月25日（金）までに審査結果を電子メールにて通知する。
参加資格が無い旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内の開庁時間にFAX又は電子メールにより任意様式の書面を送付し、説明を求めることができる。

7. 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書の鑑（様式5）と提案書類を提出期限までに全て提出するものとする。

- （1）提出期限 令和8年10月7日（水）午後5時必着
- （2）提出場所 3. 事業所管課に同じ
- （3）提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※郵送による場合は、書留郵便（簡易書留可）又はレターパックプラスで提出すること。
- （4）提出部数 正本（社名入り）1部、副本（社名無記名）6部
- （5）記載内容等

企画提案書に記載すべき事項及び留意点は次のとおりとする。

- ① 本業務における「主たる部分」
計画検討における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- ② 特定テーマに対する提案
- 1 南北交通結節路線（五条駅を中心とした南北の導線）の検討について
 - 2 五条駅周辺（駅舎、駅前広場、駐輪場含む）構想案の検討について
- ③ 同種又は類似業務等
- 同種業務：鉄道駅周辺を対象とした都市空間や交通機能、公共空間の利活用、賑わい創出に関する構想・計画等の策定業務
- 類似業務：都市空間や交通機能、公共空間の利活用、賑わい創出に関する構想・計画等の策定業務

番号	提案内容（評価項目）	記載にあたっての留意事項	様式
①	業務実施方針及び手法（実施フロー・工程表）	・業務の実施方針、業務のフロー図、工程計画に対して簡潔に記載する。	様式6
②	業務における独自の提案	・業務に対する独自の企画提案を具体的に記載する。 ※記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ※5枚以内に記載すること。	様式7
③	特定テーマに対する提案	・7.（5）②に記載の特定テーマに対する企画提案を具体的に記載する。 ※記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件	様式8

		のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ※1テーマ3枚以内に記載すること。	
④	当該業務の実施体制及び担当者の能力	・業務の分担について記載する。 ・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先、その理由（企業の特徴等）を記載する。 ※ただし7.（5）①に記載の本業務における「主たる部分」は再委託できない。	様式9
⑤	企業の同種又は類似業務の実績	・過去5年間（令和3年度以降）に受注し完了した7.（5）③に記載の同種又は類似業務等の実績（再委託による業務の実績は認めない）について記載する。 ※記載した業務に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容が判断できる資料を添付すること。 ※最大3件まで	様式10
⑥	主たる担当者の業務の実績、経験及び能力	・過去5年間（令和3年度以降）に従事し完了した7.（5）③に記載の同種又は類似業務等の実績について記載する。 ※記載した業務に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容が判断できる資料を添付すること。 ※実績が現在の企業等でない場合は、その実績を証明する資料を添付すること。 ※最大2件まで	様式11
⑦	参考見積	・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・仕様書に記載された業務について、見積金額及び内訳金額を記載すること。 ※記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。	任意

（6）注意事項

- ① 企画提案書の用紙企画はA4判とする。
- ② 文字サイズは、10.5ポイント以上とし、片面印刷でページ番号を付すこと。
- ③ 特色やアピールしたいポイントなど、簡潔に記載すること。
- ④ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。
- ⑤ 別紙仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ⑥ 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。図、絵、写真等の使用は、可とする。
- ⑦ 別紙仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本市の判断で受託者の提案書内容を盛り込むので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。
- ⑧ 別紙仕様書に示すもの以外に、本要項の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ⑨ 参考見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、まとめて1回のみとし次のとおり電子メールによる質

問書（様式１）の提出に限り受け付けます。

（１）受付期間 公告日から令和８年９月１６日（水） 正午まで

（２）提出方法等 ３．事業所管課まで電子メールで提出してください。
※送信後、担当係まで、送信したことを電話連絡してください。

（３）回答方法

質問があった場合、令和８年９月１７日（木）午後５時までに質問及び回答の内容をまとめて五條市ホームページに掲載します。なお、本プロポーザルに直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

９．候補者の選定方法

本プロポーザルは、プレゼンテーション及び企画提案書に対するヒアリングにて選定委員会が審査を行う。

（１）プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 時間は２０分以内で説明、１０分程度のヒアリング、計３０分間程度（準備時間を除く）
- ② プレゼンテーションを行う者は、本業務の責任者又は担当者とする。なお、ヒアリングについては、同席している他の者も可とする。
- ③ プレゼンテーションは、提案書に記載した内容に限る。追加資料などを配布及び使用することはできない。
- ④ プレゼンテーションの資料やスライドの中には、提案者を特定することができるような表示をしないこと（質疑応答においても同様とする。）
- ⑤ プレゼンテーションの方法は任意とする。電源、スクリーンは本市で準備するが、プレゼンテーションに使用するパソコン、プロジェクタ等は準備すること。
- ⑥ 欠席した場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに五條市へ電話連絡し、その指示に従うこと。
- ⑦ すべての提案者のプレゼンテーション及びヒアリング終了後、各選定委員による評価点の集計を行い、その集計結果により受託候補者を選定する。

（２）審査日時、場所及び出席者

- ① 日 時 令和８年１０月１４日（水）（予定）
- ② 場 所 五條市岡口一丁目３番１号 五條市役所 ３階 会議室 ３－３、３－４
- ③ 出席者 ２名以内

１０．審査及び選定・評価方法、失格事項

（１）審査及び選定

９．に定める候補者の選定方法を基に下記の評価方法により審査し、評価得点の合計点が最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点者とする。なお、評価得点の合計点が同点の場合は、提案見積金額の低いほうを上位とし、次点者についても同様とする。

なお、選定委員会が一定の評価得点に達した団体がないと判断する場合は、受託候補者なしとします。一定の評価得点とは、各選定委員の合計評価得点の合計点が総評価得点６５０点の７割以上であることとします。

(2) 評価方法

番号	提案内容（評価項目）		評価方法（評価基準）	評価得点（配点）
①	業務実施方針及び手法（実施フロー・工程表）	実施方針	・本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5
		実施手順	・実施フローで示す業務実施手順の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		工程表	・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
②	業務における独自の提案	的確性	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。	10
			・着眼点、問題点、解決方法等が網羅されている場合に優位に評価する。	10
			・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
		実現性	・提案内容に説得力がある場合に評価する。	10
			・提案内容によって想定される効果が適切な場合に優位に評価する。	10
			・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
③	特定テーマに対する提案	テーマ1	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。	15
			・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
		テーマ1	・理論的な裏付けがあり、提案内容に説得力がある場合に評価する。	15
			・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
		テーマ2	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。	15
			・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
		テーマ2	・理論的な裏付けがあり、提案内容に説得力がある場合に評価する。	15
			・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
④	当該業務の実施体制	実施体制	・業務実施体制の妥当性について評価する。 ※下記のア又はイに該当する場合は特定しない。 ア 再委託する場合の内容が、7.（5）①記載の主たる部分である場合 イ 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	数値化しない
⑤	企業の同種又は類似業務の実績		・過去5年間（令和3年度以降）に受注し完了した同種又は類似業務等の実績がある場合に評価する。 ※類似業務より同種業務の実績数を優先する。	5
⑥	主たる担当者の業務の実績、経験及び能力		・過去5年間（令和3年度以降）に従事し完了した同種又は類似業務等の実績がある場合に評価する。 ※類似業務より同種業務の実績数を優先する。	5

⑦	参考見積	・見積金額の妥当性について評価する。 ※提案内容に対して見積もりが不適切な場合、2. (6) 記載の提案上限額を超える場合は、特定 しない。	5
合計評価得点			130

(3) 失格事項等

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とし本プロポーザルへの参加資格を失うものとします。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- ③ 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング時に出席しなかったもの
- ⑤ 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの
- ⑥ 参考見積書の金額が、2.(6)に規定する提案上限額を超過したもの

1 1. 特定結果等の通知

選定委員会の審査結果を踏まえ受託候補者として特定します。候補者が特定された後、審査結果について候補者として特定された者に対しては採用となった旨、候補者として選定されなかった者に対しては理由を付して採用されなかった旨をそれぞれ通知するとともに、特定結果を五條市ホームページで公表します。

1 2. 参加の辞退

参加資格確認申請書の提出後において、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届(様式4)を提出してください。

- (1) 提出日時 令和8年10月7日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所 3 事業所管課に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便(簡易書留可)又はレターパックプラスで提出すること。

1 3. 契約関係

受託候補者として特定されたものは、あらためて見積書を提出するものとします。随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行います。特定者と協議が整わない場合、次点者と随意契約に係る協議を行う場合があります。

契約に係る契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額を納付するものとします。ただし、五條市契約規則(昭和39年4月五條市規則第4号)第22条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合は、免除します。

1 4. その他前各号に掲げるもののほか必要な事項

- (1) 本要項等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 様式は、全て五條市ホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明への参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置

を行うことがあります。

- (7) 本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認めません。あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができることとします。